

昭和五十三年運輸省令第六十九号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員
の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）を
実施するため、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づく立入検査を
する職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令を次のように定める。
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第
六十八条第一項又は第七十一条第三項の規定に基づき立入検査をする職員の携帯する身分を示す
証明書の様式は、次のとおりとする。

(表)

番号	
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づく 立入検査をする職員の身分証明書	
官 職	
姓 名	年 月 日生
写 真	年 月 日発行
	国土交通大臣 印

縦長：二〇センチメートル
横長：八・五センチメートル

附 則 (平成二六年二月二六日国土交通省令第一二号)

この省令は、独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律の施行の日(平成二六年三月一日)から施行する。

附 則 (平成三〇年一〇月一日国土交通省令第七七号)

この省令は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(平成三十年十月一日)から施行する。

附 則 (令和二年四月一日国土交通省令第四二号)

この省令は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条本文に掲げる規定の施行の日(令和二年四月一日)から施行する。